(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本バイアスロン連盟(以下「この法人」という。)の正会員 (加盟団体を除く。)、代議員、役員、職員等、並びに部会・委員会構成員(以下「正会員、役・職員等」という。)の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、この法人の目 的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もってこの法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(正会員、役・職員等の基本的な心構え)

- 第2条 正会員、役・職員等は、その服務について、この法人の規程、規則等その他関係法令を遵守 しなければならない。
- 2 正会員、役・職員等は、自らの行動が業務の信用に影響を与えることを認識するとともに、日常 の行動について常に公私の別を明らかにし、その職務上の権限や地位を私的な利益のために用い てはならない。

(正会員、役・職員等の遵守事項)

- 第3条 正会員、役・職員等は、暴力、セクシャルハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの 行為を絶対に行ってはならない。
 - 2. 正会員、役・職員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
 - 3. 正会員、役・職員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用 して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
 - 4. 正会員、役・職員等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適 正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
 - 5. 正会員、役・職員等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- 2 管理・監督者は、この規程の遵守について自省自戒し、併せて幹部会議等の機会を通じて相互に 注意喚起を促さなければならない。

(利害関係者との接触に当たっての禁止事項)

- 第4条 正会員、役・職員等は、利害関係者との接触に当たっては、勤務時間内外を問わず、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、家族関係、個人的友人関係等に基づく私生活における行為であって、職務に関係のないものは除くものとする。
 - (1) 供応接待を受けること。
 - (2) 会食(パーティーを含む。)をすること。
 - (3) 遊技(スポーツを含む。)又は旅行をすること。
 - (4) 中元、歳暮等の贈答品を受領すること。
 - (5) 金銭(祝儀等を含む。) 商品券等の贈与を受けること。
 - (6) 本来自らが負担すべき債務を負担させること。
 - (7) 対価を払わずに利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (8) 対価を払わずに利害関係者の負担により、無償で不動産、物品等の貸付けを受けること。
- 2 前項各号に掲げる行為には、私的な交際、社交儀礼行為等を口実にして行われる行為を含むもの

とする。

(違反者に対する措置)

- 第5条 正会員、役・職員等に、前条の規定に違反するおそれがあると認められる場合には、当該正会員、役・職員等を管理・監督する立場の者は、当該役・職員等に対し、当該行為について注意を しなければならない。
- 2 正会員、役・職員等に、前条の規定に違反する行為があったと疑うに足る相当の理由がある場合 においては、当該正会員、役・職員等を管理・監督する立場の者は、当該正会員、役・職員等から 事情聴取を行うなどの実情調査を行い、その結果を代表理事に報告するものとする。
- 3 代表理事は、前項の報告の結果、当該正会員、役・職員等が前2条の規定に違反する行為があったと認められる場合においては、分基準に基づき懲戒処分を行うものとする。

(倫理委員会の設置)

第6条 この規程の実効性を確保するため、この法人にガバナンス・コンプライアンス委員会を設置する。

2 ガバナンス・コンプライアンス委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附則

この規程は、この法人の設立した日から施行する。

附則

この規則は、令和6年10月20日から施行する。